

エコウエル協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会はエコウエル協会と称する。

(事務所)

第2条 東京ガスケミカル株式会社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、エコウエル工法（以下「本工法」という）の普及、技術の向上、ならびにその健全なる発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本工法の保全・維持活動
- (2) 本工法の技術の改善
- (3) 本工法の技能講習会の実施
- (4) 本工法の知識の普及を図るための教育並びに情報の提供
- (5) 会員相互間の情報交換
- (6) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成する為に必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌3月31日までとする。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は次の3種とし、会員の資格を定める。

- (1) 正会員 本工法に関する事業または業務を行っている法人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する者
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同する学識経験者または本会から依頼された者

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、第6条の資格を満たすとともに、正会員の2社以上の推薦を受け、理事会の承認を得なければならない。

(入会金および会費)

第8条 本会の会員は総会において別に定めるところにより入会金および会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。その際入会金並びに当該年会費は返金しないものとする。

(除 名)

第10条 会員が、本協会の目的もしくは事業を妨げ、または名誉を傷付ける行為をしたときは理事会の決議により当該会員にその旨を通知し除名することができる。

第3章 役 員

(役 員)

第11条 役員の定数は次の通りとする。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名

(会長および副会長)

第12条 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

(選 任)

第13条 理事および監事は総会において選任する。

- (1) 理事は正会員および特別会員の中から選任するものとする。
- (2) 監事は正会員から選任するものとする。
- (3) 会長および副会長は理事会において理事の互選によって選任するものとする。

(任 期)

第14条 第11条、第12条に定める役員の任期はそれぞれ2年とする。

- (1) 役員は再任されることができる。
- (2) 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(会 議)

第15条 本会の会議は、総会・理事会・運営委員会および技術委員会とし会長の招集によって開催するものとする。

各会議はそれぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会 総会は、会員の総員をもって構成する。
- (2) 理事会 理事をもって構成する。
- (3) 運営委員会 運営委員会は正会員の中から選任された者をもって構成する。
- (4) 技術委員会 技術委員会は技術委員をもって構成する。

(定 足 数)

第16条 第15条の会議は各構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第17条 第15条の会議の議決は各会議出席員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(職 務)

第18条 第15条の各会議職務は次の通りとする。

(1) 総会

- (イ) 第4条に定める事業の計画 予算およびその決算に関すること
- (ロ) その他会長が特に必要と認める事項

(2) 理事会

- (イ) 会務の執行に関する重要事項
- (ロ) 総会に付議すべき事項
- (ハ) 総会にて委任された事項
- (ニ) 会員入会の承認
- (ホ) その他会長が特に必要と認める事項

(3) 運営委員会

- (イ) 会務の運営に関する重要事項
- (ロ) 技能講習会の実施
- (ハ) 会員入会の審査
- (ニ) その他会長が特に必要と認める事項

(4) 技術委員会

- (イ) 第4条に定める事業達成に必要とされる本工法の技術の改善・向上
- (ロ) 協会員に対する技術支援活動
- (ハ) その他会長が特に必要と認める事項

(総会の招集)

第19条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

通常総会は毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも理事会の議決を経て会長が招集する。

第5章 事務局および専門委員会

(事務局)

第20条 1. 本会の事務を遂行するため、事務局を

東京ガスケミカル株式会社内に設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3. 事務局長および職員は会長が任免する。

4. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(専門委員会)

第21条 本会は第4条の目的を達成するために、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において会員の3分の2以上の議決を経て変更できるものとする。

(解 散)

第23条 本会は総会において会員の3分の2以上の議決を得て解散することが出来る。

第7章 補 則

(委 任)

第24条 本規約に定める事項の他、本会の運営に関する必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

エコウエル協会組織図

